

広島県選挙管理委員会告示第五号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数をおのりに定めた。

なお、平成三十年広島県選挙管理委員会告示第一号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数）は、廃止する。

令和四年二月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者	回数	基幹放送事業者	回数
一人又は二人	広島テレビ放送株式会社	一	/	/
	株式会社中国放送	一		
三人から五人まで	広島テレビ放送株式会社	一	株式会社中国放送	一
	株式会社中国放送	一		
六人から八人まで	株式会社中国放送	二	株式会社中国放送	二
	広島テレビ放送株式会社	二		